樹種転換促進指針

平成 9 年 5 月 宮 城 県

【樹種転換促進指針】

- 1 樹種転換に係る施業に関する事項
 - (1) 樹種転換の実施に当たっては、植生の遷移も考慮しつつ、広葉樹等他の樹種へ の移行を図ることが適当な松林について、積極的にその移行の促進を図るものと する。

特に、被害の激甚な松林及び材の有効利用が図られる松林については、樹種転換を優先的、計画的に実施するものとする。

- (2) 樹種転換に係る森林施業については、次に掲げる事項に十分配慮し、被害対策 として、効果及び森林施業としての合理性を確保しつつ実施するものとする。
 - イ 樹種転換における伐採については、伐採方法、伐採時期に配慮し、伐採木が松 くい虫の感染源とならないように実施するものとする。また、その伐採木につい ては極力搬出に努め、利用の促進を図るものとする。
 - ロ 樹種転換における更新については、地域における気象、土壌等の自然条件を踏まえ、地域の林業、林産業の特性に十分配慮しつつ、更新方法及び樹種転換樹種の選定を行い、確実な成林を期すものとする。

特に当該施業の実施に当たっては、マツの天然稚樹の下刈りや除伐等に努め、マツ以外の樹種による確実な成林を期すものとする。

また、土地条件等が悪くマツ以外に高木性の稚樹が自生しない松林については、松くい虫が運ぶ線虫類に抵抗性を有するマツの品種を積極的に活用し、松くい虫被害に対し、抵抗力の高い森林の造成に努めるものとする。

- 2 森林組合等による樹種転換の促進に関する事項
 - (1) 森林組合への施業委託の促進

樹種転換の促進に当たっては、施業の集中化による採算性の確保を図るため、 技術力を始め機械力、労働力等を有する森林組合への委託を促進するとともに、 森林所有者等への樹種転換の推進を図るため、該当森林組合においては、樹転転 換に関する規程を定めるなど、推進体制の整備にも努めるものとする。

(2) 林業公社等との分収方式による促進

森林所有者等が自ら樹種転換を行うことが困難な場所には、林業公社や市町村との分収造林方針による樹種転換を促進する。

3 その他

(1) 被害木の利用促進

市町村は、森林組会、素材生産業者その他の関係者との緊密な連携のもとに松林の被害状況、松林の伐採動向、松林の流通加工等に関し適時適切な情報の交換を行うなど、被害木の利用促進に努めるものとする。

(2) 高度公益機能松林の周辺の松林の存する感染源を除去する観点から,防除措置 を実施しているにもかかわらず他の防除対象松林より激しい被害が継続している 松林や,被害が進んだことによりマツの占める割合が低下している松林について は、早期に樹種転換を進めるものとする。